

斑鳩町乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)実施事業者 募集要項

目的

斑鳩町では、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）を実施します。

本要項は、令和8年度の事業の実施に際して、実施事業者の認可等について必要な事項を定めるものです。

事業概要

(1) 乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)とは

乳児等通園支援事業は、保育所等に入所していない0歳6か月から満3歳未満利用日時点の子どもへの遊び、生活の場の提供、その保護者への面談支援を行う事業です。

(2) 開始時期

開始日 令和8年4月1日

※ 本事業は、令和8年度より「特定乳児等通園支援事業」として給付化されるため、認可のほか、給付化に伴う確認申請が必要となります。

(3) 実施場所

保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等であって、斑鳩町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という）に定める条件を満たすもの。

(4) 利用方法

国から示される利用時間内で、時間単位で実施します。

※令和7年度の試行実施で国から示された子ども一人当たり月の利用時間の上限は月10時間です。

事業区分

(1) 一般型(在園児合同実施)

保育所等の定員と関わりなく、在園児と合同で受入を行います。

(2) 一般型(専用室独立実施)

保育所等の定員と関わりなく、在園児とは別室で受入を行います。

(3) 余裕活用型

保育所等の定員に達していない場合に、定員の範囲内で受入を行います。

ただし、余裕活用型は、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所においてのみ実施可能です。

施設基準・職員配置

条例に定める設備、保育の内容、職員の配置に係る基準を満たす必要があります。

項目	基準	
	一般型	余裕活用型
職員	資格	・保育士 ・その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者
	配置基準	・0歳児おおむね3人につき1人以上 ・1・2歳児おおむね6人につき1人以上 ※半数以上は保育士とする。
居室設備面積基準	乳児室の面積	0・1歳児 1人につき 1.65 m^2
	ほふく室の面積	0・1歳児 1人につき 3.3 m^2
	保育室・遊戯室の面積	2歳児 1人につき 1.98 m^2
	便所	設けること
食事	食事提供を行う場合	当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

※職員配置について、通常保育や一時預かりと兼任する場合、対象経費を適切に区分し管理をしてください。また、それぞれの事業で専任要件がある場合、同一時間帯に複数の事業を兼務することはできません。

事業の周知

事業の周知は、実施施設がホームページ等において行う（在園児保護者への周知を含む）。

町においても、斑鳩町ホームページ等で周知するものとする。

申請手続き

(1) 募集期間

① 認可申請に係る事前相談の連絡

…令和8年1月20日(火)まで

※ 随時受け付けを行っております。途中段階でも構いませんので、なるべくお早目にご相談ください。

② 認可申請に係る書類の提出…令和8年1月30日(金)17時15分まで

※ 認可申請に必要な書類一覧を参考に提出期限までにご提出ください。

なお、②の提出期限に遅れた場合は、令和8年度途中からの事業開始となりますので、ご注意ください。

(2) 提出書類

別紙 必要書類一覧のとおり

(3) 認可決定時期

令和8年3月上旬

(4) 提出先

斑鳩町子育て支援課

住 所 〒636-0142

奈良県生駒郡斑鳩町小吉田1丁目12-35

生き生きプラザ斑鳩内

電 話 0745-75-1152

メール kosodate@town.ikaruga.nara.jp